

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			1.	1.1.	1.1.1.	(1)	a	(a)		
1	入札説明書	2	2	2	4	1		事業対象	既存施設の維持管理・運営における提案も本事業の審査対象になると考えて宜しいでしょうか。例：新たにテニスコートに屋根 TENT を設置する提案など	既存施設の大規模な改修提案は評価対象外とします。
2	入札説明書	3	2	2.4		1		事業対象について	既存施設も含む業務範囲内に設置する自動販売機の収入は、PFI事業者の収入と考えて良いのでしょうか？特に大浜公園内においてしぼりはあるのでしょうか？また、体育館及び既存施設における過去5年間分の自販機収入実績を個別にお示しください。	前段については、自動販売機の設置は新体育館においては認められていますが、既存施設については認められません。新体育館に設置された自動販売機の収入は、PFI事業者の収入となります。なお、PFI事業者が堺市公園条例に基づく設置許可等を得た上で実施する自動販売機等の設置については、自主事業①として実施することが可能です。後段については、配付資料として「指定管理者事業報告書（H25-H27）」をお渡し可能ですので、当該資料を希望する場合は、市ホームページ上の配付申込書にてお申込みください。
3	入札説明書	3	2	4		3	a	新体育館の維持管理・運営期間	維持管理・運営期間は「市への施設所有権移転日の翌日から」と記載がありますが、P.6記載や他資料では「引渡予定日～」との記載です。どちらの記載を正とすべきでしょうか。	「市への施設所有権移転日の翌日から」を「引渡予定日から」に修正します。
4	入札説明書	3				3	a	事業期間	施設所有権移転日と引渡予定日は同一日でしょうか。	No.3をご参照ください。
5	入札説明書	4	2	4		3	c	事業期間（自主提案施設）	「ただし、より長期の事業継続を妨げるものではないため、5年を越える提案を認める」との記載がございますが、5年間の提案をしたものと5年を越える提案をしたものとの評価の違いはありますか。	提案内容によるものと考えていますが、本事業では、自主提案施設と新体育館及び大浜公園との相乗効果を求めており、長期にわたり安定的に運営できる魅力的な提案に期待しています。
6	入札説明書	4	2	4	4	3	c	自主提案施設	自主提案施設事業者は、その施設で行う事業の責任を負う立場であると理解しておりますが、その行う対象事業を業務委託することは、認められるのでしょうか。例：保育事業を保育専門業者に業務委託するなど業務委託先企業を入札参加資格確認の申請時に明らかにする対象と成るか否かの質問となります。	事業の一部を委託することは可能ですが、事業の全てを一括委託することは認められません。なお、事業の一部を委託する場合の業務委託先企業については、入札参加資格確認の申請時に明らかにする必要はありません。
7	入札説明書	4	2	4		3	c	自主提案施設	事業期間について、例えば提案の段階で5年とした場合に、施設整備期間中に事業期間を10年に変更したいとしたとき、許認可を受ける前の段階で変更することで期間の変更は可能でしょうか。	都市公園法、堺市公園条例その他の規定に従って、事業期間の延長、設置許可の更新を申し入れる必要があります。
8	入札説明書	4	2	4		3	c	自主提案施設	「自主提案施設の供用開始時期は、原則として新体育館の供用開始日と同時期」とありますが、同時期の示す範囲についてお示しください。	自主提案施設に係る提案の内容によりますが、原則、新体育館の引渡し後から4月末までのオープンを想定しています。
9	入札説明書	4	2	4		3	c	自主提案施設	自主提案施設の事業期間を例えば10年間と提案した場合、10年間は事業期間の延長手続は不要と考えてよろしいでしょうか。	自主提案施設事業協定書の延長手続は不要ですが、都市公園法上の設置許可については、都市公園法、堺市公園条例その他の規定に従って、事業期間の延長、設置許可の更新を申し入れる必要があります。
10	入札説明書	4	2	4		3	c	自主提案施設	自主提案施設の事業期間を例えば5年間と提案し、事業開始後の事業状況を鑑みて延長手続することは可能と考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
11	入札説明書	4				3	c	自主提案施設	当初5年間の事業継続の義務は、供用開始日から5年間なのか設置許可を受けた日から5年間なのかご教示下さい。	設置許可を受けた日から5年間です。
12	入札説明書	5	2	4		5		PFI事業者の収入	平成33年2月～3月末までの維持管理・運営業務及び開館準備業務の対価の支払時期・方法について、ご教示ください。	平成33年2月～3月末までの維持管理・運営業務に係る対価は、サービス購入費B-1又はB-2として、平成33年4月に請求していただくよう、事業契約書（案）を修正します。
13	入札説明書	5				5	(C)	既存施設の修繕業務に係る対価	修繕業務に係る対価の残余額を清算するとあるが、長期収支計画表でサービス購入料Cは15年間定額を計上し、営業費用の修繕費もサービス購入費Cの額を計上することの理解でよいかご教示下さい。	その理解で結構です。
14	入札説明書	6	2	4		5	d	運営収入	「自主事業①から得られる収入の5%を毎年度市に納付する」とありますが、5%以上の提案は不要との解釈で宜しいでしょうか。	要求水準を上回る提案は可能です。
15	入札説明書	6	2	4		5	d	運営収入	「自主事業①から得られる収入の5%を毎年度に納付することになっていますが、収入の5%では損失となった事業でも5%を納付することになるため、予定収入を上回った場合又は利益の5%とする等の配慮をしていただけないでしょうか。	現時点において変更する予定はありません。
16	入札説明書	6	2	5		2		新体育館の日程	設計・建設期間について平成30年4月～とありますが、事業契約の仮契約締結後の平成30年2月～の設計業務開始は可能でしょうか。	本契約は市議会の承認を得て成立することから、仮契約締結段階での業務開始は不可となります。
17	入札説明書	6	2	5		2		新体育館の供用開始	「平成33年4月」とありますが、平成33年4月1日から同月30日までの間においてPFI事業者が決定できると考えてよろしいでしょうか。	平成33年4月1日の供用開始を想定しています。
18	入札説明書	6	2	5		2		新体育館の供用開始	引渡予定日については「提案による」とありますが、供用開始日は提案によることはなく「平成33年4月」と理解してよろしいでしょうか。	No.17をご参照ください。
19	入札説明書	6	2	5		4		自主提案施設	確認ですが運営開始時期は、新体育館と同時オープンは不要との解釈で宜しいでしょうか。例えばですが、平成30年2月オープンもあり得るのでしょうか。	原則、新体育館の引渡し後から4月末までのオープンを想定していますので、平成30年2月オープンは認められません。
20	入札説明書	6				5	(d)	運営収入	自主事業①②の収入及び費用については、長期収支計画表の中でどのように記載すれば良いかご教示下さい。	様式7-7長期収支計画表には、自主事業①②にかかる収入及び費用は計上しないでください。なお、自主事業収入の算定根拠は、様式7-7-2に記載してください。
21	入札説明書	7	2	5		3		事業スケジュール	既存施設のスケジュールの中で、「指定管理者の指定にかかる議案の提案」とありますが、指定管理者選定の手続は当事業提案の中で済んでいると考え、平成30年2月の段階では改めて指定管理者の提案及び入札は行われたいという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
22	入札説明書	7		2.5		3		事業スケジュール	既存施設の現指定管理者からの引継ぎ期間が示されておりますが、この指定管理者とは、市が新たに公募され選定されるのですか。	その理解で結構です。
23	入札説明書	8	3	2				選定スケジュール	個別対話の予定日について、現在7月14日となっております。より充実した対話を希望しますので、7月末か8月上旬への変更は可能でしょうか。	個別対話の実施日を変更する予定はありません。
24	入札説明書	8	3	3	1		b	応募者の構成等	社団・財団法人等を含むとありますが、個別対話の結果通り、公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団は参加を認めないという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
25	入札説明書	8	3	3	1		b	応募者の構成等	（社団・財団法人等を含む。以下同じ）とありますが、平成29年3月13日付けで公開されてます個別対話の結果についてNo.23～27での市の回答が反映されていると考えてよろしいでしょうか。	No.24をご参照ください。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答	
			1.	1.1.	1.1.1.	(1)	a	(a)			
26	入札説明書	8	3	3	1		b	応募者の構成等	第1回の実施方針・質疑回答No.23で、「公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団の入札参加は認めない方向で検討する。」とありますが、当該財団の参加はできないとの解釈で宜しいでしょうか。適正な競争環境を考慮した場合に、当社の参画判断として重要な要素の一つとなります。	No.24をご参照ください。	
27	入札説明書	8	3	3	1		b	応募者の構成等	平成29年3月13日の実施方針等に対する個別対話の結果No.23以降にあります堺市教育スポーツ振興事業団の入札参加について、対話結果（市の回答）の通り、認めない方向でのお考えに変わりは無いと考えて宜しいでしょうか。	No.24をご参照ください。	
28	入札説明書	8	3	3	1		b	応募者の構成等	堺ブレイザーズについては、公平性を保つためにも応募者として参加できないと考えて宜しいでしょうか。	その理解で結構です。	
29	入札説明書	8	3	3	1		b	応募者の構成等	「社団・財団法人等を含む」とありますが、実施方針に関する質問に対する回答書（H29.3.13付け）No.23,24、個別対話の結果（H29.3.13付け）No.23～27にある「公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団は入札参加は認めない」「当該団体は堺体育協会の事務局を兼ねており・・・」との回答通り、当該（公財）堺市教育スポーツ振興事業団の事務局立場を鑑みて、参加は認めないとの理解でよろしいでしょうか。	No.24をご参照ください。	
30	入札説明書	8	3	3	1		b	応募者の構成等	堺ブレイザーズの本事業への参画については、平成29年3月13日付で公表されている、「実施方針等に対する個別対話の結果No.32」に記載の通り、競争の公平性を保つため、特別な配慮がなされたと考えて宜しいでしょうか。	No.28をご参照ください。	
31	入札説明書	8	3	3	1		b	応募者の構成等	実施方針等に対する個別対話の結果において、「現行の指定管理者が入札に参加できる場合、競争上有利に働くことはないでしょうか。」という質問に対し、「本事業は、民間事業者の資金や経営能力、技術的能力を最大限に活かすことを期待し、PFI手法の導入を行う予定です。従いまして、公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団の入札参加は認めない方向で、入札参加資格要件等の検討を行います。」と回答いただいております。貴市ご回答内容は、今回の入札説明書に反映されていますでしょうか。また、現行の指定管理者には美津濃株式会社様も含まれますが、入札参加を認めないとされる貴市ご判断は同様でしょうか。	No.24をご参照ください。後段については、当該企業は、現指定管理者の業務の一部を担っているにすぎないため、積極的に排除する理由はありません。	
32	入札説明書	8	3	3	1		b	応募者の構成等	堺ブレイザーズ様、またはその出資企業様は、応募者となりえるのでしょうか。	No.28をご参照ください。なお、出資企業は応募者となりえます。	
33	入札説明書	8	3	3	1		b	応募者の構成等	平成29年3月13日の実施方針に関する質問に対する回答書No.23及び個別対話の結果（市の回答）No.23～27において、「本事業は、民間事業者の資金や経営能力、技術的能力を最大限に活かすことを期待し、PFI手法の導入を行う予定です。従いまして、公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団の入札参加は認めない方向で、入札参加資格要件等の検討を行います。」との回答がございましたが、入札説明書の応募者の構成等に（社団・財団法人等を含む。）の記載がございます。民間事業者の資金や経営能力等を活かすために、社団・財団法人等の入札参加を認めない方向で検討すると貴市から回答がある一方で、入札説明書が変更されておりましたので、その理由や経緯をご教示願います。	No.24をご参照ください。	
34	入札説明書	8	3	3	1		b	応募者の構成等	入札参加資格確認の申請時までに自主提案施設事業者が確定していない場合や申請後に自主提案施設事業者が変更になった場合の対応をご教示願います。	自主提案施設を提案する場合、入札参加資格確認の申請時に自主提案施設事業者を明らかにしてください。なお、入札参加資格確認の申請後に、自主提案施設事業者を変更する場合、入札説明書3.3.3.「入札参加資格確認基準日等」b又はcの手続きに準じるものとします。	
35	入札説明書	8	3	3	1		b	応募者の構成等	自主提案施設事業者をPFI事業者にしたのち、入札までに変更は可能でしょうか。	No.34をご参照ください。	
36	入札説明書	8	3	3	1		c	応募者の構成等	PFI事業者から建設に関わらない、備品・器具等の納品業務を請け負う場合は、その立場を明らかにする必要がありますでしょうか。	建設企業から一部の業務を請け負う企業については、入札参加資格確認申請時に立場を明らかにする必要はありません。	
37	入札説明書	9	3	3	2	1	b	構成員、協力会社及び自主提案施設事業者に求める資格要件	・ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、市から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過していない者でないこと。 上記の資格要件は、今回の公募の何時から何時までを期間対象としているのでしょうか。	入札参加資格確認基準日は、入札参加資格確認申請書締切日としているため、その時点を基準に判断します。	
38	入札説明書	9	3	3	2	1	c	構成員、協力会社及び自主提案施設事業者に求める資格要件	・ 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者であること。 上記の資格要件は、今回の公募の何時から何時までを期間対象としているのでしょうか。	No.37をご参照ください。	
39	入札説明書	11 12	3	2	2	2	b	d	建設企業の資格要件 工事実績	その内容を証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限る、とありますがコリンズでの対応も可能でしょうか、それとも共同企業体協定書等の写しが必要でしょうかご教示下さい。	一般財団法人日本建設情報総合センターが提供するコリンズ登録の写しでも可能です。
40	入札説明書	13	3	3	3		b	入札参加	入札参加資格確認申請書提出以降において、代表企業以外の構成員を欠格以外の事由で変更することは可能でしょうか。	入札参加資格確認の申請後に、代表企業以外の構成員を変更する場合、入札説明書3.3.3.「入札参加資格確認基準日等」b又はcの手続きに準じるものとします。	
41	入札説明書	16	3	4	4			対話方法	対話の申込については、提案内容の素案を最低限1つは提出することが必須と考えてよろしいでしょうか。各テーマごとに複数の素案の提出（上限無）できると考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。	
42	入札説明書	17	3	4	5	1		入札参加表明書及び入札参加確認書類の提出	入札参加表明書等提出後に構成員の代表者等に変更事項が生じた場合の処置・対応をご教示下さい。	構成員、協力会社等にかかる変更事項については、その変更内容がわかるものを添付し、応募グループの代表企業が速やかに届出してください。	
43	入札説明書	19	3	4	6	7	a	著作権	提案書を公表する場合、公表箇所についての事前確認はあるでしょうか。落札者以外の提案書の公表は一部に限られると考えてよろしいでしょうか。想定している公表部分はあるでしょうか。	前段については、提案書を公表する前に、事前確認します。後段については、落札者以外の提案書は公表しません。	
44	入札説明書	21	3	6	2			自主提案施設事業者	自主提案施設を再委託する場合に、事業協定の締結について当該再委託企業との直接契約は可能でしょうか。	事業の一部を委託することは可能ですが、事業の全てを一括委託することは認めないため、再委託企業との直接契約は不可とします。	
45	入札説明書	22	3	6	4			SPCの設立	「SPCを堺市内に設立する。」とありますが、運営期間中は新体育館に変更することは可能でしょうか。	都市公園内にSPCの事務所は設置できません。	

「大浜体育館建替整備運営事業 入札説明書」に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			1.	1.1.	1.1.1.	(1)	a	(a)			
46	入札説明書	22	3	6	4			PFI事業者となる特別目的会社（SPC）の設立等の要件	「なお、すべての構成員は、事業契約が終了するまでPFI事業者の株式を保有するものとし、～」とされていますが、株券不発行とするとする扱い（株券不所持制度）はみとめられないのでしょうか。	入札説明書に記載の通り株式は保有していただく必要がありますが、株券の不発行・不所持については事業者にてご判断下さい。	
47	入札説明書	22	3	6	4			SPCの設立要件	SPC設立時は堺市内に所在設立しますが、維持管理運営期間中にSPC本社所在地を自主提案施設内に登記移転する事は可能かご教示下さい。	No.45をご参照ください。	

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			1.	1.1.	1.1.1.	(1)	a	(a)		
			項目名							
1	要求水準書	5	1	4	2	2		既存施設	既存施設の現指定期間が平成31年3月までとなっており、本事業での既存施設の運営期間が平成33年4月～となっており、間の2年間の指定管理者は、別途公募となるのでしょうか。	別途公募する予定です。
2	要求水準書	5	1	4	2	2		既存施設	既存施設の現指定管理者からの引継ぎ期間が現状、想定での記載となっており、さらに引継ぎ開始時期については提案によることも可能とありますが、引継ぎ開始時期として提案できる範囲をご教示いただけないでしょうか。	現指定管理者の過度の負担とならない範囲で提案してください。
3	要求水準書	6	1	1.5	1.5.1		uu	健康増進法について	施設内については、全面禁煙と考えてよろしいでしょうか？また、屋外に喫煙スペースを設けるべきでしょうか？	前段については、施設内は禁煙です。後段については、屋外に喫煙スペースを設ける場合は、受動喫煙防止対策として、施設利用者の動線上に設置しないなど非喫煙者に十分に配慮してください。
4	要求水準書	9	1	5	3	3		保全関連基準	「本事業の実施に当たっては、関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて参考とすること」とあります。この意味は、維持管理業務においては、「建築保全業務共通仕様書」や「公共建築物の維持管理マニュアル」を参考として、法令や要求水準書に定められる品質を確保できる業務基準をPFI事業者判断にて立案・設定するという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
5	要求水準書	12	1	9			a	事業終了時の引継ぎ等	長期修繕計画の策定ならびに同計画の事業期間終了2年前の時点修正は、新体育館にのみ必要と理解してよろしいでしょうか。	PFI事業者にて策定を求める長期修繕計画は、新体育館及び本事業で整備する外構施設（植栽含む）を対象とします。ただし、事業期間終了2年前の施設の状況のチェック・評価は、既存施設も対象とします。
6	要求水準書	12	1	9			b	事業終了時の引継ぎ等	長期修繕計画の事業期間終了2年前の時点修正について、計画期間は建物完成時から60年間で変わりありませんでしょうか。	その理解で結構です。
7	要求水準書	13	2	2.1	2.1.2	3		武道振興の拠点整備	武道場を継承とありますが、現在の利用団体や武道大会など継承すべき内容及び情報をご教示ください。	現在、1次優先にて開催している大会等は継承予定です。
8	要求水準書	14	2	1	3		a	民間ノウハウの発揮	利用者利便施設につき、行政財産の使用許可や、使用料のPFI事業者負担は不必要と考えてよろしいでしょうか。必要な場合、使用許可の要否等の基準や、使用料の計算方法につき具体をお示し願います。	自動販売機や売店など自主事業①に該当する利便施設を設置する場合は、都市公園法第5条の設置許可を受ける必要があります。その使用料は、堺市公園条例別表1（第12条関係）に定める「公園施設を設ける場合」の「土地を使用する場合」を参照してください。
9	要求水準書	14	2	1	3		a	民間ノウハウの発揮	既存施設（の付近）に設置されている自動販売機事業は、貴市が直接に実施されている事業か、指定管理者の事業か、お示し願います。また、指定管理者の事業の場合、具体についてもお示し願います。	既存施設の付近に設置されている自動販売機は、その公園に設置されたものであり、指定管理者の事業ではありません。
10	要求水準書	14	2	2	1			敷地概要	敷地概要について、「別紙2 事業用地詳細図」及び「別紙3 敷地測量図」及び「別紙4 敷地高低図」を参照することと記載がありますが事業用地範囲と座標求積されています敷地測量図の敷地形状が異なるように思います。面積記載がある敷地測量図の範囲が事業用地と理解すればよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
11	要求水準書	14	2	2	1			敷地概要	確認申請の対象敷地（公園全体）の面積をご教示下さい。また、申請等に利用できる測量図、求積図等はございますでしょうか。	確認申請の対象敷地（公園全体）の面積は約16haです。過去に申請等に利用した測量図等は市にあります。
12	要求水準書	16	2	3	1	1		施設構成	観覧席数について「〇〇席程度」とありますが、許容範囲は±5%との認識で宜しいでしょうか。	観覧席数について、±5%は許容範囲ですが、基本的に要求水準書に記載している席数の確保に努めていただきたいと考えています。なお、アリーナ全体で3,000席以上となることを求めています。
13	要求水準書	17	2	3	1	2		既存施設	要求水準書において三宝公園野球場にはFAX設置の記載がありません。どちらが正しいのでしょうか。また、電話線（配管・配線）はされているという理解でよろしいでしょうか。なお、現在の電話回線利用料の負担者は市でよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書別紙11の器具備品一覧（既存施設）から三宝公園野球場のファクシミリが脱漏していましたので修正します。後段については、PFI事業者にて負担していただきます。
14	要求水準書	18	2	3	1	3		自主提案施設	PFI事業者以外の団体が自主提案施設事業者となり、施設を建設して事業を行なった場合、入札参加資格など必要となる資格や条件は設定されているのでしょうか。	自主提案施設事業者が自主提案施設の建設を第三者に発注する場合、入札説明書3.3.に定める自主提案施設事業者を求める資格要件を満たすほか、関係法令によるものとします。
15	要求水準書	18	2	3	1	3		自主提案施設	「自主提案施設は、設置許可の期間を通じて自主提案施設事業者が所有すること」との記載がございますが、PFI事業者又は構成員や協力企業としてもよろしいでしょうか。	その理解で結構です。その場合、当該PFI事業者、構成員又は協力企業を、自主提案施設事業者としてください。
16	要求水準書	18	2	3	1	3	a	自主提案施設別棟	自主提案施設は本体施設とは別棟とする事と成っていますが、渡り廊下（屋内）で接続する場合、渡り廊下は本体施設として考えて宜しいでしょうか。それとも渡り廊下も自由提案施設として考える必要が有りますか。	渡り廊下は自主提案施設の一部として考えてください。
17	要求水準書	19	2	3	4		a	現体育館周辺地盤	現体育館周辺地盤の高さがわかる資料がございましたら提示願います。	要求水準書の別紙4「敷地高低図」しか資料はございません。
18	要求水準書	19	2	3	4		a	1階床レベル	現体育館周辺地盤より高くする度合は提案によると考えてよろしいでしょうか。	堺市津波ハザードマップを参考に、現体育館と同レベルの地盤とするなど、津波による浸水被害を最小限にする提案を期待します。
19	要求水準書	19	2	3	4		B	帰宅困難者収容人員	「地震や風水害等大規模災害が発生した際には、帰宅困難者の一時滞在施設や救援物資の受け入れ～」とありますが、帰宅困難者の収容人員は何人と設定して計画するべきでしょうか？	体育館の避難者収容可能数は、堺市地域防災計画において、体育館の延床面積×0.9（有効面積率）÷1.6㎡（避難者一人あたりの必要面積）で算出しています。なお、堺市帰宅困難者対策ガイドラインにおいて、大浜体育館最寄りの南海堺駅における帰宅困難者は約2,500人と想定しています。
20	要求水準書	19	2	3	4		b	安全・防災・防犯計画	大規模災害時が発生した場合の帰宅困難者の受入等について、PFI事業者は貴市の対応を支援するという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
21	要求水準書	19	2	3	4		d	ライフライン	ライフラインの確保に考慮した設備計画について、形態・容量等は提案によると考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
22	要求水準書	19	2	3	4		d	安全・防災・防犯計画	大規模災害時のライフラインの確保の中に「ガス」とありますが、想定されている確保の手段があればご教示下さい。	No. 21をご参照ください。
23	要求水準書	19	2	3	4		e	安全・防災・防犯計画	災害用備蓄食糧・備蓄水は、貴市にて購入されると理解してよろしいでしょうか。それとも、提案上限金額に含まれていますでしょうか。	市において用意しますので、館内に保管できるスペースを確保してください。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			1.	1.1.	1.1.1.	(1)	a	(a)		
24	要求水準書	19	2	2.3	2.3.4		e	安全・防災・防犯計画	災害用備蓄食糧・備蓄水（段ボール20箱以上）の調達及び事業期間中における消費期限切れの際の更新は市にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
25	要求水準書	19	2	2.3	2.3.4		e	安全・防災・防犯計画	上記質疑についての回答がPFI事業者にて調達・更新となる場合、災害用備蓄食糧と備蓄水合わせて段ボール20箱以上であれば各々の数量に指定はない、との理解でよろしいでしょうか。	No. 24をご参照ください。
26	要求水準書	19	2	3	4		e	安全・防災・防犯計画	災害用備蓄食糧・備蓄水等は、PFI事業者か市のどちらが手配することを想定されているのでしょうか。	No. 23をご参照ください。
27	要求水準書	19	2	3	4		f	災害用備蓄倉庫	既存倉庫と同規模で別棟で整備する必要があるのでしょうか。	既存倉庫を新体育館付近に移設していただきます。
28	要求水準	21	2	3	6		q	環境配慮計画	埋戻し土や盛り土は堺市の公共残土を無償で提供頂けると考えてよろしいですか。	公共残土については、現在、他の公共用途との調整を図っているため、本事業で利用できない可能性が出ております。本事業での公共残土の利用の可否、利用する場合の費用負担の考え方については、第2回質問回答時までにあためて回答します。 2017.6.30 追記 本事業において公共残土を利用しないことが決まりましたので、要求水準書を修正します。
29	要求水準書	23	2	4	3	1	b	アリーナ	大アリーナが比較的大規模な大会等で使用されている時に、小アリーナを一般に貸し出すことは可能でしょうか。	貸し出すことは可能です。
30	要求水準書	24	2	4	3	1	j	コートレイアウト	別紙8では6人制バレーボールにおいて、大アリーナ公式2面と多面使い3面が示され、また9人制バレーボール2面使いが示されています。図表9ではセンター1面、多面3面とされており、6・9人制と記載が有ります。この場合図表9に従い、公式2面使いは想定しなく宜しいのでしょうか。	大アリーナにおいて、6人制及び9人制のバレーボールコートは、公式規格で2面、非公式規格（練習用）で3面設置することを求めています。なお、大アリーナは、仕切りネットを設置し、全面貸し、1/2面貸し又は1/3面貸しに対応できるようにしていただく必要がありますので、コートの支柱穴の位置について十分配慮してください。
31	要求水準書	24	2	4	3	1	j	コートレイアウト	別紙8では、フットサルコートレイアウトが示されていますが、図表9ではフットサルコートは有りません。フットサルはアリーナで行わないとして宜しいのでしょうか。フットサルに対応しますと、仕様にも大きく影響が有る為、必要の有無をお示しください。	フットサルの利用も想定してください。
32	要求水準書	24				1	q	アリーナ	市は障がい者のスポーツ大会で、視聴覚障がい者の大会も想定しているかご教示下さい。	現体育館では視聴覚障がい者の大会は開催していませんが、新体育館においては様々な大会が開催できるよう配慮してください。
33	要求水準書	25	2	4	3	2	h	観覧席数	B1リーグの試合開催を想定する席数は必要あるのでしょうか。市のお考えをお示し下さい。	B1リーグのホームアリーナとする予定はありませんが、新体育館に求めている観覧席数の範囲内で、スポット的な会場使用の要望があれば対応していただきたいと考えています。
34	要求水準書	26	2	4	3	4	a	器具庫	器具庫に収納する柔道量は何枚を想定されているのでしょうか。	要求水準書別紙11の器具備品一覧（新体育館）に示す量の枚数が収納できる容量を求めます。
35	要求水準書	27	2	4	3	7	a	現体育館のトレーニング室の機能と規模	現体育館のトレーニング室の機能と規模についてわかる資料ございましたら提示願います。	現体育館のトレーニング室の面積は400㎡です。トレーニング室の器具等については、配付資料として「現体育館のトレーニング器具一覧表」をお渡し可能ですので、当該資料を希望する場合は、市ホームページ上の配付申込書にてお申込みください。
36	要求水準書	28			2.4.3	11		キッズコーナーについて	キッズコーナーにおいて、有人及び有資格者の配置等の規定はありますでしょうか。	有人及び有資格者の配置等の規定は特にありませんので事業者のご提案に委ねます。
37	要求水準書	28	2	4	3	12	a	研修室（多目的室）	研修室は、1室は250㎡程度との記載ですが、他の2室は何㎡必要でしょうか。	研修室の他の2室については面積を示しておりませんが、PFI事業者のノウハウを生かし、研修室の配置、貸出し用途等を想定して、有効な活用ができる大きさ等の提案をしてください。
38	要求水準書	28	2	4	3	12	b	研修室（多目的室）	「各室に可動間仕切りを設置」とは、aでいうところの1室のうちに、更に間仕切りを設けることで、各室を分割できるようにするという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。ただし、室内面積が小さいなど、可動間仕切りを設置することで研修室の有効な運用が難しくなる場合については、可動間仕切りを設置しないことを認めます。
39	要求水準書	28	2	4	3	13	c	研修室	本項目には記載が有りませんが、別紙7「新体育館の必要諸室の仕様」に「壁面に収納式鏡を設置」と記載が有ります。別紙7は参照する資料として示されていますので、壁面収納式鏡は大きさ、要不要も含めて提案者の提案として考えて宜しいのでしょうか。	スタジオとしての利用に適した大きさの鏡を各室に設置することを求めています。
40	要求水準書	29	2	4	4	2	a	駐輪場	現在大浜体育館を含む大浜公園内の駐輪場は何台程度の駐輪が可能かご教示ください。	現体育館には50台程度の駐輪が可能な駐輪場を設置しています。
41	要求水準書	29	2	4	4	1		管理車両用スペース	維持管理・運営業務用の駐車・駐輪スペースの設置については、特段の制限は無いと理解してよろしいでしょうか。	管理用駐車場は、搬入車両等が一時停車するのに必要なスペースです。なお、浅香山公園野球場など新体育館から地理的に離れている場所の維持管理業務及び運営業務として社用車を使用する場合は、その駐車のために必要最低限のスペースを設けることはできませんが、勤務職員の通勤用の駐車・駐輪スペースは設けることはできません。
42	要求水準書	29	2	4	4	1	c	管理車両用スペース	公園南側駐車場からのアクセス車路について、事業計画地までは現在公園内に設置されている車路を利用するという理解でよろしいでしょうか。なお、この車路については現在においても一般車は利用できず、管理車両用という理解でよろしいでしょうか。	公園南側駐車場からの管理車両のアクセス車路は、既存の園路を使用していただくこととなります。このため、基本的に一般車両は通行できません。
43	要求水準書	30	2	4	4	6	b	その他計画	旗は、貴市にて購入されると理解してよろしいでしょうか。それとも、提案上限金額に含まれていますでしょうか。PFI事業者側で購入の場合、旗の仕様等をお示しねがいます。	国旗、市旗は消耗品として、PFI事業者にて購入していただきます。基本サイズは縦100cm×横150cmです。
44	要求水準書	33	2	6	2	7	d	情報通信設備	無料Wifi環境を館内全域に設置することとありますが、Wifiの料金は貴市が負担するという考えでよろしいでしょうか。	PFI事業者にて負担していただきます。
45	要求水準書	33	2	6	2	7	c	情報通信設備	公衆電話（特殊簡易公衆電話を含む）につき、行政財産の使用許可や、使用料のPFI事業者負担は不要と考えてよろしいでしょうか。必要な場合、使用許可の可否等の基準や、使用料の計算方法につき具体をお示し願います。	公衆電話を設置するにあたっては、行政財産の使用許可等は不要です。なお、公衆電話は、必ず設置することとして、要求水準書を修正します。
46	要求水準書	33	2	6	2	7	c	情報通信設備	電気通信事業者と協議を行った結果、公衆電話の設置に至らなかった場合、PFI事業者の負担（調達）によって特殊簡易公衆電話等を設置しなければならないのでしょうか。	その理解で結構です。なお、現体育館の公衆電話はNTT西日本により設置されており、現時点においては、PFI事業者側が設置を拒まない限り、NTT西日本により新体育館へ移設され、運営されることが確認されています。ただし、公衆電話の設置に必要な配線等は、新体育館に整備して頂く必要があります。
47	要求水準書	33	2	6	2	7	d	情報通信設備	無料wifi環境を館内全域に設置することとありますが、無料の公衆無線LANを設置するという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答	
			1.	1.1.	1.1.1.	(1)	a	(a)			
48	要求水準書	33				7	d		情報通信設備について	無料wifi設置費用は、PFI事業者が負担するのでしょうか？	No.44をご参照ください。
49	要求水準書	33	2	2.6	2.6.2	9	a		映像・音響設備	“アリーナは、大会主催者等が持ち込んだ昇降式の大型映像装置を設置できるよう考慮すること。”とありますが、大型映像装置の許容寸法に特段の指定はないものとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
50	要求水準書	33				10	a		機械警備設備	入退出管理システム等の装置を設置とあるが、利用者の入退出管理を目的としているものか、従業員の管理諸室への入退出管理を目的としているものかご教示下さい。	不特定多数の人が訪れる施設であることから、施設内の防犯管理設備を整えることを求めており、不審者等の立ち入りを防止する工夫がされているのであれば、必ずしも入退出管理システムを導入する必要はありません。
51	要求水準書	33				11	c		その他設備について	管理車両用スペースにテレビ中継車用中継端子盤の設置は必要でしょうか？	事業者のご提案に委ねますが、テレビ中継車の運用が見込まれる場合を想定するならば、対応を考慮してください。
52	要求水準書	35	2	2.6	2.6.3	5	c		自動制御装置	“管理ゾーニング区分毎に光熱水費の使用量が計量できるようにすること”とありますが、ここで示されている「管理ゾーニング区分」とは、17頁の図表7「新体育館の施設構成」に記載のある各貸館諸室の光熱水費の使用量が計量可能であれば事足りるとの理解でよろしいでしょうか。	少なくとも、各主要施設（アリーナ、武道館、トレーニング室など）の使用量が計量可能となることを想定しています。
53	要求水準書	36	2	6	7		a		雨水流出抑制施設	「計画地内に、雨水流出抑制施設を整備すること」と記載がありますが、施設の整備基準等をご教示下さい。また、事業用地に対する雨水抑制との理解でよろしいですか。	前段については、雨水流出抑制施設は1haあたり420㎡の規模が必要です。後段については、その理解で結構です。
54	要求水準書	37			3.1.3	1	b		実施体制	統括管理責任者は設計・建設/維持管理運営期間のそれぞれにおいて、現場常駐の配置で宜しいでしょうか。	統括管理責任者は、各業務責任者をきちんと管理し、責任を負うことができるのであれば、専任や常駐などの形態は問いません。
55	要求水準書	37	3	1	3	2			統括管理業務担当者	統括管理業務担当者とは、設計、建設、維持管理、運営の各業務を統括する責任者という理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
56	要求水準書	38	3	1	3	2	b		統括管理業務担当者の資格	「法令により資格が定められている場合は、～」との記載がございますが、どのような資格が想定されますでしょうか。	特に想定している資格はありませんが、事業者が提案する統括管理業務の内容により、資格が必要となる場合、当該資格を有することを求めたものです。
57	要求水準書	40	3	2	1	2	b		総務・経理業務	貴市に提出する、計算書類、事業報告、付属明細書、監査報告、会計監査報告及びキャッシュフロー計算書は、PFI事業者（SPC）の書類関係でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
58	要求水準書	43	4	2	3		b		周辺住民説明会	「周辺住民に対する施設計画の説明」とありますが、どの時期（例、基本設計完了時、48条ただし書き許可手続き時、実施設計完了時等）を想定されていますでしょうか。また周辺住民の範囲をご教示ください。	前段、後段ともに市と協議しながら決定していくことになります。
59	要求水準書	44	5	5.1	5.1.2		b		業務区分	器具備品の業務区分は建設業務になっておりますが、事業契約書（案）別紙10のサービス購入費の内訳の項目にありませんが、サービス購入費Aなのかサービス購入費B-2なのかご教示下さい。	器具備品設置業務にかかる費用については、原則としてサービス購入費Aに含めるものとしますが、器具備品をリース契約で調達する場合、サービス購入費B-2に含めてください。
60	要求水準書	45	5	2	1	1	c		周辺住民事前説明	「周辺住民に対する事前説明」とありますが、周辺住民の範囲をご教示ください。	No.58をご参照ください。
61	要求水準書	46	5	2	1	1			基本的な考え方	建築工事を行う際に起工式等は行う必要はありますでしょうか。	起工式等の開催は、事業者のご提案に委ねます。
62	要求水準書	46	5	2	1	1			基本的な考え方	起工式等を行う場合の費用は市の負担でしょうか。それとも事業者の負担でしょうか。	PFI事業者にて負担していただきます。
63	要求水準書	46	5	2	1	1			基本的な考え方	起工式を行う場合の想定される市側の参加者の想定人数はどれくらいでしょうか。	現時点では、想定しかねます。なお、過去の事例では、施工者主催の起工式に、市側の参加者として40～60人程度が参加しています。
64	要求水準書	46	5	2	1	1	d	j	休日	確認ですが、土曜日の施工については第1回要求水準への意見回答No.7を踏襲するとの解釈で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。土曜日については、搬出入や騒音となる作業等を制限するなど、周辺住民や、公園やスポーツ施設の利用者等に十分に配慮される場合に限り、実施可能とします。
65	要求水準書	46	5	2	1	2	a		周辺住民	周辺住民の定義があればご教示ください。	No.58をご参照ください。
66	要求水準書	46	5	2	1	2	b		近隣	近隣の定義があればご教示ください。	市と協議しながら決定していくことになります。
67	要求水準書 配付資料	47	5	2	1	3	a	(1)	残土	建設に伴う埋戻し土や盛り土が必要な場合について、配付資料「公共残土に関する資料」にある残土を利用すると理解すればよろしいでしょうか。	No.28をご参照ください。
68	要求水準書 配付資料	47	5	2	1	3	a	(1)	残土	建設発生土の処分については、上記とは逆に「公共残土に関する資料」に記載の場所へ仮置きすると考えれば宜しいでしょうか。	建設発生土の処分については、要求水準書に記載のとおり、法令等に定められたとおり適切に処理、処分してください。
69	要求水準書	49	5	2	1	4			完工後業務	工事完了後には竣工式を行う必要はありますでしょうか。	竣工式の開催は、事業者のご提案に委ねます。
70	要求水準書	49	5	2	1	4				竣工式を行う場合の費用は市の負担でしょうか。それとも事業者の負担でしょうか。	PFI事業者にて負担していただきます。
71	要求水準書	49	5	2	1	4				竣工式を行う場合の想定される市側の参加者の想定人数はどれくらいでしょうか。	市は開館式典への出席を想定しており、竣工式への参加は想定しておりません。
72	要求水準書	50			5.2.2		c		器具備品設置業務について	建物と付加一体の備品とは事務所内の机、椅子、収納棚、ロビーソファ、テーブル等の備品と考えて良いでしょうか？また、更衣室ロッカーはどちらに属するのでしょうか？	建物と付加一体の備品とは、建設工事にて据え付ける棚など容易に取り外し、動かすことができないものをいい、質問の机やロビーソファ、更衣室ロッカーなど一般的な動産物は付加一体の備品に属しません。
73	要求水準書	54	7	7.1	7.1.3	(1) (2)			維持管理業務責任者 維持管理業務担当者	維持管理業務責任者及び維持管理業務担当者について、要求水準上、新体育館での常駐、非常駐の有無は特に記載がありませんが、常駐・非常駐については特に制約がないものとの理解でよろしいでしょうか。	現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、迅速かつ的確に対応でき、担当業務の責任を負うことができるのであれば、専任や常駐などの形態は問いません。
74	要求水準書	54	7						維持管理	水光熱費の業務範囲の位置づけは、維持管理業務という認識でよろしいでしょうか。それとも、運営業務という位置づけでしょうか。	事業者のご提案に委ねます。
75	要求水準書	55	7	1	5	2	a		業務報告書	要求水準書では「月次業務報告書」および「年度業務報告書」が記載されておりますが、事業契約書（案）の別紙10では、「月次業務報告書」と「四半期業務報告書」の記載があります。また、報告書の提出期日が要求水準書と事業契約書（案）で異なっております。整理をお願いできればと存じます。	運営業務同様、維持管理業務においても四半期業務報告書を求めることとしますので、要求水準書を修正します。
76	要求水準書	56	7	1					維持管理業務に関する要求水準	既存施設の維持管理・運営につき、既存のルールや関係各所との連携関係は、本事業への応募の前提として理解してよろしいでしょうか。（例：ボランティアによる清掃活動や、土居川公園テニスコートにおける鍵の受渡ルール等）	その理解で結構ですが、既存のルールや関係各所との連携関係にとらわれることなく、より効果的かつ経済的な管理運営を妨げるものではありません。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答	
			1.	1.1.	1.1.1.	(1)	a	(a)			
77	要求水準書	56	7	1					維持管理業務に関する要求水準	土居川公園テニスコートにおける鍵の受渡について、堺東駅前瓦町公園地下自転車等駐車場の管理者の団体名、業務仕様書及び委託金額をご教示下さい。	No. 76をご参照ください。
78	要求水準書	56	7	1					維持管理業務に関する要求水準	各既存施設において、管理員等の常駐要員が配置されている施設名ごとの委託金額（年額）をご教示ください。	No. 76をご参照ください。
79	要求水準書	56	7	1					維持管理業務に関する要求水準	植栽管理業務及び除草業務について、現在の大浜体育館とそれ以外の対象施設に分けて委託金額（年額）をご教示ください。	No. 76をご参照ください。
80	要求水準書	56	7	1					維持管理業務に関する要求水準	現行の警備業務の配置日時・人数、業務仕様書及び委託金額をご教示ください。	No. 76をご参照ください。
81	要求水準書	56	7	1					維持管理業務に関する要求水準	大浜相撲場の土俵の維持管理について、業務仕様書、委託先及び委託金額をご教示下さい。	No. 76をご参照ください。
82	要求水準書	59	7	2	2	3	g	a	エレベーター設備	エレベーター設備の保守管理業務につき、貴市ご希望は「メーカー系保守会社によるフルメンテナンス契約」と捉えてよろしいでしょうか。なお、その他の設備についても、貴市ご希望がございましたらお示し願います。	本事業終了後も長きにわたって、施設利用者が安全に使用できる状態を維持していただくことを求めており、各設備に応じた最適な保守管理をお願いします。
83	要求水準書	60			7.2.3	1		b	修繕業務について	現体育館及び既存施設の修繕実績を過去5年分お示しください。	既存施設の修繕実績については、配付資料として「既存施設の修繕履歴」をお渡し可能ですので、当該資料を希望する場合は、市ホームページ上の配付申込書にてお申込みください。
84	要求水準書	60	7	2	3	2		b	修繕業務	既存施設の修繕について、原則として現行指定管理者からの業務引継ぎまでに、既存施設が正常に機能するために必要な修繕がされているという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
85	要求水準書	61	7	2	4	1			清掃業務	既存施設を含む各公園の清掃について、ボランティア団体に委託されているように見受けられますが、継続して委託する方針でよろしいでしょうか。	既存施設の清掃について、ボランティア団体に委託している実績はございません。
86	要求水準書	61	7	2	4	1			清掃業務	各既存施設に清掃業務を委託されているボランティア団体名称、業務内容及び委託金額（月額）をご教示ください。	No. 85をご参照ください。
87	要求水準書	62	7	2	6	3		d	警備業務	貴市が主催される大会・イベント時の臨時警備の費用については、貴市もしくは大会・イベント運営側が負担するという考え方でよろしいでしょうか。	大会・イベント時に臨時警備が必要な場合は、主催者と協議した上で、その費用の負担者を決定してください。
88	要求水準書	63	7	2	6	3		c	警備業務	「警備方法は、機械警備を原則」とありますが、既存施設には機械警備の設備が見当たりませんでした。機械警備が前提となるのは新体育館という理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
89	要求水準書	63	7	7.2	7.2.6	3		c、d	警備業務	“必要に応じて有人警備を行うこと。”、“大会、イベント時には利用者の混乱を避け、安全が確保できるよう警備体制を整えること。”とありますが、PFI事業者は安全が確保できるよう警備体制を整え、受益者負担の観点から、有人警備に係る費用については大会、イベントを開催される主催者にて負担するものと理解でよろしいでしょうか。	No. 87をご参照ください。
90	要求水準書	66	8	1	3				実施体制	新体育館及び既存施設における人員について、人数や資格、常駐などの規定があれば、ご教示下さい。	事業者のご提案に委ねます。
91	要求水準書	68	8	1	7				水光熱費の取扱い	水光熱費は、PFI事業者負担のため、電気及びガス供給事業者は、PFI事業者の任意で選定できるという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
92	要求水準書	68			8.1.7			a	光熱水費の取扱い	現体育館及び既存施設の光熱水費使用料を過去5年分お示しください。	現体育館及び既存施設の光熱水費使用量の過去3年分は、配付資料として「現体育館及び既存施設の光熱水費（H26-H28）」をお渡し可能ですので、当該資料を希望する場合は、市ホームページ上の配付申込書にてお申込みください。
93	要求水準書	68			8.2.1	1			開館式典及び内覧会について	開館式典及び内覧会に掛かる費用も当事業費に含むと考えてよいのでしょうか？	その理解で結構です。
94	要求水準書	68	8	2	1	1		a	開館式典および内覧会	開館式典および内覧会の対象者は市関係者のみでしょうか。それとも市民も対象となるのでしょうか。	内覧会を含む開館式典の対象者は市関係者を想定しています。ただし、式典とは別に、市民を対象としたイベントを開催していただくことを期待しています。
95	要求水準書	68	8	2	1	1		a	開館式典および内覧会	事業者の提案以上のイベント等を市が要望される場合の費用については、市に負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	市が別途負担することはありません。新体育館の開館式典及び内覧会に相応しい提案を期待しています。
96	要求水準書	68	8	8.2	8.2.1	2			開業前準備	開業前準備について、要求水準書では運営業務に対する要求水準のみ記載があり、維持管理業務も含まれております。要求水準書では維持管理業務の要求水準と運営業務の要求水準を区別されている事、また、維持管理業務と運営業務では開業準備業務として実施する内容が異なりますので、維持管理業務に係る開業前準備については、維持管理業務の要求水準として要求水準書に記載いただけないでしょうか。	要求水準書7.1.1.業務の概要において、維持管理業務は、本件引渡日から事業期間終了までの間に実施することとしております。本件引渡日から供用開始日までの維持管理業務も、要求水準書に従って実施してください。
97	要求水準書	69	8	2	2	3		a	利用料金	シャワーの利用は有料か無料のどちらを想定されているのでしょうか。利用者のみに限るなどの規制を提案することは可能でしょうか。	シャワー利用料は無料を想定しています。また、シャワー利用は施設利用者のみに限るものとしてご提案ください。
98	要求水準書	69	8	2	2	3		a	利用料金	資料内に記載されている利用料金等は、税込みという認識でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
99	要求水準書	69	8	2	2	3		a	利用料金	現状の利用料金設定は、一般と生徒に区分されていますが、新体育館の利用料金の設定に対して、新たに区分を設定する事は可能でしょうか。	新たに区分を設定することは可能です。
100	要求水準書	70	8	2	2	4		a	利用申込受付業務	既存施設のうち、三宮公園野球場及び浅香山公園野球場には詰所がありますが、土日祝等は現地に常駐の管理員を配置する必要がありますでしょうか。	市民が不便にならないよう考慮した上で、ご自由にご提案ください。
101	要求水準書	71	8	2	2	4		c	オーパスに関する業務	オーパスのシステム運用に係る管理費用の目安をご教示下さい。	現指定管理者の支払実績では、通信料が月額6,100円(税抜)、その他印刷用紙などの消耗品費が必要です。
102	要求水準書	71	8	2	2	4		e	利用申込受付業務	オーパスのシステム運用に係る管理費用（街頭端末機1台、業務用端末機1台）をご教示ください。また、事業期間中にシステムの大掛かりな改修等がなされる予定がある場合、その費用について事業者側にて負担するものがあればその費用もご教示ください。	前段については、No. 101をご参照ください。後段については、大掛かりな改修等がある場合は、その費用は市にて負担します。
103	要求水準書	71	8	8.2	8.2.2	5		b	利用者支援業務	“催事の内容に応じた設備操作・運営ができるよう技術者を配置し、支援を行うこと。”とありますが、設備操作・運営ができる技術者を新体育館に常駐配置を求められているのでしょうか。又は必要に応じて技術者を配置可能な体制を整えておけばよいのでしょうか。	必要に応じて技術者を配置可能な体制を整えていただければ結構です。

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			1.	1.1.	1.1.1.	(1)	a	(a)			
104	要求水準書	71	8	8.2	8.2.2	5	b		利用者支援業務	“催事の内容に応じた設備操作・運営ができるよう技術者を配置し、支援を行うこと。”とありますが、全ての催事に設備操作・運営ができる技術者が必要ではない為、技術者配置に係る費用は催事主催者にて負担する、との理解でよろしいでしょうか。	催事主催者と協議の上、ご判断ください。
105	要求水準書	71	8	2	2	6			ニュースポーツ用具の貸出業務	PFI事業者が新規で購入した備品やレンタル等の金額については、自由に設定してよいのでしょうか。	器具備品設置業務としてPFI事業者が購入した器具備品を有償で貸し出す場合、条例等で定める必要があるため、事前に市と協議してください。自主事業の一環としてPFI事業者が購入したものを貸し出す場合は、事業者のご提案によりますが、市場価格を参考に、利用者にとって大きな負担にならないように配慮してください。
106	要求水準書	72	8	8.2	8.2.5		e		器具備品の管理業務について	現体育館及び既存施設における器具・備品台帳を開示していただけないでしょうか。（椅子、机等数量も含む）	配付資料として「指定管理者事業報告書（H25-H27）」をお渡し可能ですので、当該資料を希望する場合は、市ホームページ上の配付申込書にてお申込みください。
107	要求水準書	73	8	2	6				緊急時の対応	災害時のPFI事業者の費用負担について、貴市をお考えをお示しいただければと存じます。（事業契約書（案）別紙13の「不可抗力による増加費用及び損害の負担」が適用されますでしょうか。もしくは別途協議でしょうか。）	災害時における費用負担の考え方については、事業契約書（案）第49条及び第122条の規定をご覧ください。なお、不可抗力と判断される場合の取り扱いについては、事業契約書（案）各条に定める規定によります。
108	要求水準書	74			8.3.2		d		実施条件	自主事業の実施主体はPFI事業者とする。と有りますが、自主事業を担当する企業へ直接請け負わすことが可能でしょうかご教示下さい。	自主事業の実施主体をPFI事業者としているのは、実施に係る責任の所在を明確にすることを意図しています。PFI事業者の責任のもと、事業の一部を第三者に委託することは可能ですが、第三者への一括委託はできません。
109	要求水準書	75	8	3	3				自主事業	自動販売機の設置台数に規定はあるのでしょうか。	利用者の水分補給を目的として自動販売機を設置していますので、利用ニーズに適した数をご提案ください。
110	要求水準書	75	8	3	3				自主事業	広告掲載事業に対して、設置場所や広告料（上限・下限）等の規定があれば、ご教示下さい。	広告掲載に当たっては、新体育館の館内に内向きの広告を掲載することができます。設置場所は、館内であれば、自由にご提案いただけます。また、広告料の上下限はございません。
111	要求水準書	75	8	3	3				自主事業	自主事業①及び②で発生する経費は、サービス購入費に含められるのでしょうか。	自主事業は本事業の経理と区分して実施する必要があるため、自主事業①及び②で発生する経費は、サービス購入費に含めることはできません。
112	要求水準書	75	8	3					自主事業	自主事業①の実施例「市民のスポーツ振興や地域活性化に資する取組みとして、市民が広く利用できる又は参加できるもの」と自主事業②「(1)スポーツ教室事業」「(2)トレーニング講習事業」との違いは何でしょうか。	自主事業②は、市が施設の設置目的や特性等から必要と認める事業であり、各種スポーツ教室とトレーニング講習は必ず実施していただく必要があります。ただし、実施に当たっての手法等は事業者のご提案に委ねます。また、自主事業①は、それ以外のPFI事業者の自由提案で実施できる事業であり、イベント開催等が含まれます。
113	要求水準書	76	8	8.3	8.3.5.		b		料金設定等	自主事業②について利益が出た場合、市への5%納付は発生しないと考えるとよいのでしょうか。	その理解で結構です。ただし、市民に対し、幅広い層をターゲットにした様々な教室を低廉な費用で提供いただくことを求めています。
114	要求水準書	76			8.3.5		b		料金設定等	自主事業の利益の一部は、毎年市に納付するとあるが、収入の5%なのか利益の5%なのかご教示下さい。	収入の5%です。
115	要求水準書別紙2								施工時使用可能範囲	「施工時使用可能範囲」が示されていますが、施設計画により、多少の施工範囲の位置を図示より変更する協議は可能でしょうか。	公園の機能を損なわない範囲であれば、市と協議の上、変更することは可能です。
116	要求水準書別紙2								施工時使用可能範囲	工事車両は、施工時使用可能範囲南端の市道大浜陵西線に面した部分からの入退出と考えますが、出入口は使用可能範囲図示外の既存のゲートフェンスを利用する事は可能でしょうか。また、同じく市道に面する既設の有料駐車場出入口を通過して、公園内で施工時使用可能範囲西側に工事用ゲートを設けることは可能でしょうか。	前段、後段ともに、不可とします。
117	要求水準書別紙	4							計画敷地周辺の地盤高さ	計画敷地周辺や道路部分の概略地盤高さのわかる資料ございましたら提示願います。	No. 17をご参照ください。
118	要求水準書別紙10								提出図面一覧	事業契約書(案)別紙6,7と提出物が若干相違がありますが、どちらを正とすればよろしいでしょうか。	要求水準書別紙10が正となります。事業契約書（案）の別紙6及び別紙7を差し替えます。
119	別紙13								新体育館の利用料金の考え方	貴市の優先利用については、貴市もしくは主催者から施設の使用料が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	利用する団体が、当該使用する室の利用時間に応じた利用料金を支払います。
120	別紙14	1				2			利用料金の減免	(2)(3)の大会に関して減免する団体の規定が曖昧ですが、堺市が主催もしくは共催に入る大会の理解で宜しいでしょうか。	別紙14は減免できる基準を示したものであり、合理的な理由がある場合は、必ずしも減免しなければならないものではありません。
121	別紙16								大浜体育館の優先利用状況一覧	表について、○と●の定義をご教示ください。	市が一次優先にて利用調整した大会等には一次優先の欄に「○」を、指定管理者が二次優先にて利用調整した大会等には、二次優先の欄に「○」を付けています。また、その大会等において、使用された室については、各欄に「●」を付けています。
122	別紙16								大浜体育館の優先利用状況一覧	表の見方についてご教示ください。例：4/1は貴市の優先利用日で相換機を除く全使用場所を全日利用するという理解でよろしいでしょうか。	本表は、平成28年度の優先利用調整により使用された実績を示したものです。例えば、平成28年4月1日なら、一次優先として利用調整された大会が開催され、「●」の付いている室を使用したことを表しています。
123	別紙18								スポーツ教室事業一覧	「ときわ」とはどのような教室か、お示し願います。	現指定管理者が実施している通年制の教室です。詳細は、現指定管理者のホームページにて紹介されています。

「大浜体育館建替整備運営事業 落札者決定基準」に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所			項目名	質問内容	回答
			1.	1.1.	1.1.1.			
1	落札者決定基準	1	2			総則	入札参加者が1者の場合でも、入札は成立するのでしょうか。	その理解で結構です。
2	落札者決定基準	1	2			総則	最優秀提案者を選定するとありますが、万一契約できない場合は次点候補者が繰り上がることもあり得るのでしょうか。	地方自治法施行令第167条の2の規定により、当初の落札者の落札金額の範囲内で次点グループと随意契約することも考えられますが、自動的に次点グループが繰り上がるものではありません。
3	落札者決定基準	3	3	2	5	性能の評価	検討委員会において性能点を算出する段階では、審査委員に各提案者の価格点を公表しないと考えるとよろしいのでしょうか。	その理解で結構です。
4	落札者決定基準	4	3	2	8	最優秀提案者の選定	提案提出者が1者の場合でも、最優秀提案者、落札者は選定・決定しますでしょうか。	その理解で結構です。
5	落札者決定基準	6	4	3		性能点の得点化方法	審査項目ごとの得点化は、各検討委員の点数を合計して平均値をとるのでしょうか。又は、委員会での合議による得点化となるのでしょうか。	委員会での合議による得点化を予定しています。
6	落札者決定基準	6	4	4		価格点の得点化方法	最低入札価格というのは、応募グループの入札価格における最低入札価格という理解でよろしいのでしょうか。	最も低い入札価格を提案した応募グループの入札価格という意味です。

No.	資料名	頁	該当箇所			質問内容	回答
			様式番号	様式名	項目名		
1	様式集	2			電子媒体による提出	Word及びExcelでデータを提出する場合、バージョンの指定はないと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
2	様式集	3	2-2	入札参加表明書	資格	統括管理業務の資格は、入札説明書P.9 3.3.2.(1)の構成員、協力会社及び自主提案施設事業者に求める資格要件を満たしていれば良い(個別の資格要件はない)との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
3	様式集	4,5	2-3,2-4	構成表、委任状	各社所在地、代表者名	各企業の所在地、代表者名は、堺市入札入札参加資格登録した、入札・契約の受任者の住所、氏名を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
4	様式集	5	2-4	各様式	代表者名	貴市に対して、事業者が代表を委任する手続を行っている場合、代表者の氏名及び使用する印鑑は受任者のものでよろしいでしょうか。	堺市の建設工事等入札参加有資格者一覧の登録において、代表者以外の方(支店長や営業所長等)に委任をしている場合は、提出書面への記名及び押印は受任者名及び印とすることも可能です。その場合、様式2-13で添付書類として提出頂く印鑑証明書は、代表者の印鑑証明書と代表者より権限を委任された証明書を添付してください。
5	様式集	5	2-5	委任状	構成員の代表者名	構成員の資格要件における堺市の入札参加資格を支店長名及び印で取得している場合は、委任状についても同様の氏名及び印で申請すると考えてよろしいでしょうか。	No.4をご参照ください。
6	様式集	6				第2 入札関係書類記載要領 1 共通事項 (3) 書式等イについて、インデックスは様式5-1、5-2・・・などは必要と思いますが、様式7-4-1、7-4-2などに全てインデックスを入れた時、見にくくなる可能性があるため、枝番等は検索がしやすいのであれば一部省略してもよろしいでしょうか。	様式が検索しやすい形であれば、インデックスを入れる場所についてはご提案に委ねます。
7	様式集	8	(6)	(ア)	設計説明書に関する提出要領	図面様式は折らずにA3での提出が良いと考えますが、A4ファイルに折り込んでの提出で間違いはないでしょうか。	A3の場合はA4ファイルに折り込んで提出してください。
8	様式集	10	2-9	資格申告書(維持管理業務)	入札参加資格登録番号	資格参加年月の記載欄がありますが、記載する年月は最初に資格を取得した年月でしょうか。直近で更新した年月でしょうか。ご教示ください。	直近で更新した年月を記載ください。
9	様式集	11	2-10	資格申告書(運營業務)	入札参加資格登録番号	運営企業の場合、応募グループの入札参加資格要件に「入札参加資格」が必要とは記載されていませんが、入札参加資格登録番号があれば記載、無くても応募できるという認識でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
10	様式集	14	2-13	添付書類提出確認書	①会社概要	会社概要は、会社パンフレットでもよろしいでしょうか。	添付書類①は、当該法人の概況(沿革、事業内容、関係会社、従業員等)、業績、株式等の状況(※株式会社である場合)、経理の状況(財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)、主な資産及び負債の内容等)を把握する趣旨で提出を求めるものです。同内容がわかるのであれば会社パンフレットでも構いません。
11	様式集	14	2-13	添付書類提出確認書	④使用印鑑届	実印と使用印が異なるときに提出するとの認識ですが、実印と使用印が同じ(実印のみしかない)場合でも提出する必要はありますか。	実印と使用印が同じ(実印のみしかない)場合でも提出してください。
12	様式集	14	2-13	添付書類提出確認書	⑤法人税納税証明書 ⑥消費税納税証明書	⑤法人税納税証明書及び⑥消費税納税証明書は直近1年分を提出すれば良い、という理解でよろしいでしょうか。また、⑤・⑥については、納税証明書その3の3(法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書)の提出でよろしいでしょうか。	前段、後段ともにその理解で結構です。
13	様式集	14	2-13	添付書類	③印鑑証明書 ④使用印鑑届	当社の場合、堺市入札参加資格登録で、入札・契約に関する行為を、本社取締役社長より、支店長に委任しています。その場合、③印鑑証明書は、委任者の本社取締役社長の印鑑証明書、④使用印鑑届は、受任者の支店長の市届出印を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	印鑑証明書については、No.4をご参照ください。使用印鑑届については、その理解で結構です。
14	様式集	14	2-13	添付書類	⑤法人税納税証明書 ⑥消費税納税証明書	提出する納税証明書はそれぞれ、その1を提出すればよろしいでしょうか。	No.12をご参照ください。
15	様式集	14	2-13	添付書類提出確認書	法人税納税証明書	納税証明書は様式(その3の3)の未納のないことが証明できる書類の提出で足りるでしょうか。	No.12をご参照ください。
16	様式集	14	2-13	添付書類提出確認書	消費税納税証明書	納税証明書は様式(その3の3)の未納のないことが証明できる書類の提出で足りるでしょうか。	No.12をご参照ください。
17	様式集	14	2-13	添付書類	⑦商業登記簿謄本	提出する商業登記簿謄本は、現在事項全部証明書を提出すればよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
18	様式集	14	2-13	添付書類	⑧⑩単体・連結貸借対照表・損益計算書 ⑨減価償却明細表	⑧、⑨、⑩は有価証券報告書(指示期分)を提出いたしますが、⑨の減価償却明細表は、左記、有価証券報告書掲載程度でよろしいでしょうか。	減価償却明細表は、減価償却の項目と当該項目の期末減価償却費がわかる書類であれば構いません。
19	様式集	14	2-13	添付書類提出確認書	⑨減価償却明細表	「旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」を提出すればよろしいでしょうか。	No.18をご参照ください。
20	様式集	14	2-13	添付書類提出確認書	添付書類	⑨企業単体の減価償却明細表は、固定資産の減価償却を確認する為の書類であれば問題ないという認識でよろしいでしょうか。	No.18をご参照ください。
21	様式集	14	2-13	添付書類提出確認書	企業単体の減価償却明細表	企業単体の減価償却明細表について、減価償却の項目とその項目の期末減価償却費が分かる資料でよろしいでしょうか。(計算書類の附属明細書に記載)	No.18をご参照ください。
22	様式集	14	2-13	添付書類提出確認書	連結決算の貸借対照表及び損益計算書	連結決算の対象企業である企業(連結子会社がある企業)で、株式が上場しておらず連結決算を作成・公表していないため、当該資料の提出は不要としてお認めいただきますようお願いいたします。	その理解で結構です。
23	様式集	14	2-13	添付書類提出確認書	⑫資格を証する書類の写し	統括管理業務を担う企業は、資格を証する書類の写しは不要、との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
24	様式集	14	2-13	添付書類	⑬業務実績を証明できる資料	業務実績を証明する資料として、CORINS(工事実績情報システム)の添付提出でよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書のNo.39をご参照ください。
25	様式集	14	2-13	添付書類提出確認書	企業の業務実績を証明できる資料	契約書の写し等を提出せよとのご指示ですが、受発注金額等については、当該企業の機密情報・ノウハウとなりますので、当該部分は黒塗り等の処置をしてよいという理解でよろしいでしょうか。	契約事実を確認するため、原則として契約書の写しの全部分を提出してください。守秘義務上、開示できないものがあれば、当該箇所を黒塗り等の処置をした上で提出することは認めますが、資格要件を満たしていることを客観的に表明できる資料として提出してください。なお、当該資料を市が確認して、資格要件の確認ができない場合は、失格とする場合がありますのでご注意ください。
26	様式集	14	2-13	添付書類提出確認書	⑬企業の業務実績を証明できる資料	統括管理業務を担う企業は、業務実績を証明できる資料は不要、との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。

No.	資料名	頁	該当箇所		質問内容	回答
			様式番号	様式名 項目名		
27	様式集	14	2-13	添付書類提出確認書 個人の資格を証明できる資料	個人の資格を証明できる資料とは、具体的にどの業務のどの役割を想定された資格の資料でしょうか。ご教示ください。	具体的に市が求める個人の資格はありませんが、事業者の提案内容を実施するにあたり、担当者に何らかの資格が必要である場合は、当該業務を実施する企業の添付資料として、当該資格を証明できる資料を添付してください。
28	様式集	14	2-13	添付書類提出確認書 ⑭個人の資格を証明できる資料	個人の資格は、どの業務に必要で、どのような資格が該当するかご教示ください。	No. 27をご参照ください。
29	様式集	14	2-13	添付書類提出確認書 ⑮その他	どのような資料が該当しますでしょうか。	No. 4に記載している「代表者より権限を委任された証明書」など、事業者が入札参加資格要件を満たしていることを示すために、何らかの書類が必要であればご提出ください。
30	サービス購入費B-3支払予定表		4-3	サービス購入費B-3支払予定表	様式中の修繕項目には計画修繕に対するについて記載する内容かと思料します。経常的に係る修繕費用についてはその他の項目に経常修繕費として費用を記載することはかのでしょうか。ご教示下さい。	可能です。なお、経常的に係る修繕費用をサービス購入費B-1に含めるか、サービス購入費B-3に含めるかは事業者のご提案に委ねます。
31	様式集		7-2	設計・建設費の内訳書 III. 設計・建設期間・開業準備期間に係るその他の費用（内訳） 2. 統括管理業務 その他	[労務費][委託費][消耗品費][一般管理費][その他]の項目が記載されておりますが、SPCから統括管理業務を委託する場合は、[委託費]のみに計上する、という理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。ただし、統括管理業務を委託する場合であっても、委託に係る各種事務手続きにおいて労務費等が発生する場合には適切に計上してください。
32	様式集		7-4-3	サービス購入費B-3支払予定表 その他	その他の項目に既存施設の修繕費（2,500千円/税込）を記載することでよろしいでしょうか。	様式7-4-3はサービス購入費B-3「新体育館の修繕業務に係る対価」について記載ください。既存施設の修繕費については、サービス購入費Cとして毎年度一定額（2,500千円/税込）を支払うため支払予定表の様式は設けておりません。
33	様式集		7-6	損益計算書	右上の様式番号が（様式7-7）になっていますが、（様式7-6）の間違いではないでしょうか。	その理解で結構です。様式（Excel）を修正します。
34	様式集		7-7	損益計算書 消費税の考え方	事業者が付保する保険は、非課税と理解しておりますが、サービス対価は全て税込で記載し、税込で事業者へ支払われると解釈して宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
35	様式集		7-7	損益計算書 保険料	SPC運営関連費と保険料が分けて記載されていますが、保険料はサービス対価B-2、SPC運営管理費に含めても宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
36	様式集		様式7-7-2	利用料金収入・自主事業収入の算定根拠 収入計（利用料金収入+自主事業収入）	収入計には「その他収入計」を含めるのでしょうか。	その理解で結構です。様式（Excel）を修正します。

「大浜体育館建替整備運営事業 PFI 事業基本協定書（案）」に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所			質問内容	回答	
			第1条	1	(1)			
1	基本協定書 (案)	1	3	5	会計監査人	「応募グループは、PFI事業者をして取締役及び会計監査人を選任させ、～」との記載がございますが、会計監査人を置く場合、再任の場合でも毎年度、登記費用が必要になるため、SPCの管理費用（入札価格）が増加し、結果的に貴市の負担増加につながります。貴市に提出する財務書類につきましては、事業契約書（案）第119条第1項に「公認会計士又は監査法人の監査済財務書類～」との記載があることから、公認会計士又は監査法人による監査もございませんので、会計監査人の選任は削除して頂けませんかもしくは、会計監査人の選任ではなく監査役の選任に変更して頂けませんか。	ご提案を踏まえ、会計監査人の選任ではなく監査役の選任として、基本協定書（案）を修正します。	
2	PFI事業基本協定書	2	4	2	株式の譲渡等	「別紙2様式の誓約書」は「別紙3」の誤記でしょうか。	その理解で結構です。基本協定書（案）を修正します。	
3	PFI事業基本協定書	2	5	1	業務の委託及び請負	「別紙3 業務区分 記載の者」は「別紙4」の誤記でしょうか。	その理解で結構です。基本協定書（案）を修正します。	
4	PFI事業基本協定書 (案)	2	6	1	5	本事業契約の締結	(5)についても、第6条第1項にある「本事業の入札手続について」該当した場合との理解で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。基本協定書（案）を修正します。
5	PFI事業基本協定書 (案)	3	6	3	本事業契約の締結	「別紙1 出資者保証書」は「別紙2」、「別紙2 誓約書」は「別紙3」の誤記でしょうか。	その理解で結構です。基本協定書（案）を修正します。	
6	PFI事業基本協定書 (案)	3	6	4	本事業契約の締結	本事業契約を締結しない場合の違約金について記載がありますが、違約金が発生する時期は落札者決定以降であり、入札後から落札者決定までの間に辞退した場合はペナルティなしと考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。	
7	PFI事業基本協定書	4	8		準備行為	準備行為は、基本協定書締結後からの理解で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。	
8	PFI事業基本協定書	7		5	別紙2	別紙2は別紙3の誤植でよろしいか。	その理解で結構です。基本協定書（案）を修正します。	

No.	資料名	頁	該当箇所			質問内容	回答	
			第1条	1	(1)			
項目名								
1	PFI事業事業契約書（案）	1	1	8		総則 契約についての紛争の第一審管轄裁判所を決める際の表現について、 ・事業契約書（案）第1条第8項では、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。 ・実施方針5.5.2や入札説明書3.6.5(2)では大阪地方裁判所堺支部を第一審の専属的管轄裁判所とする。 ・基本協定書（案）第12条では市の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。 ・自主提案施設事業提案書（案）第22条では大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする、 となっておりますが、全て、「大阪地方裁判所堺支部を専属的合意管轄裁判所とする」のように統一して頂けないでしょうか。	事業契約書（案）の「大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。」に統一するため、基本協定書（案）及び自主提案施設事業協定書（案）を修正します。	
2	事業契約書（案）	3	11	1	2	維持管理・運営期間中の契約保証金	維持管理・運営期間中の契約保証金は、事業費削減のため削除して頂けませんでしょうか。	不可とします。
3	PFI事業事業契約書（案）	3	11	1		契約保証金	同項第(1)号は設計・建設業務に対する契約保証と思われるが、当該業務は本件引渡日をもって履行完了すること、また開館準備期間中は設計・建設業務ではなく維持管理業務であることから、第(1)号の契約保証金の対象期間は「開館準備期間」を含めず本件引渡日までとし、当該引渡日以降を第(2)号の対象期間として頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、第11条第1項第1号の契約保証金の対象期間は、設計・建設期間（本事業契約の締結日から本件引渡日まで）とし、第2号の契約保証金の対象期間は、維持管理・運営期間（本件引渡日から本事業契約の終了する日まで）とします。事業契約書（案）を修正します。
4	PFI事業事業契約書（案）	3	11	3		契約保証金	履行保証保険契約を締結する場合、複数の保険を付保することができるの記載がありますが、業務を担当する構成員ごとに履行保証保険契約を締結しその合計保証金額が第1項の基準を満たしていればよいという解釈でよろしいでしょうか。	業務を担当する構成員ごとに履行保証保険契約を締結することは認めますが、仮に契約不履行となった場合に、実際に保険から支払われる額は第11条1項規定の額としてください。
5	PFI事業事業契約書（案）	3	11			契約保証金	契約保証金の手段として、契約保証金の納付のほか、履行保証保険契約（2項）および国債、市が確実と認める金融機関の保証（5項）が認められておりますが、より多くの選択肢を設けるため、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の契約保証についても、同等の効果があることから、同保証も認めていただけますでしょうか。	保証事業会社の契約保証についても認めます。事業契約書（案）を修正します。
6	PFI事業事業契約書（案）	3	11			契約保証金	保証事業会社による保証も可能でしょうか。	No.5をご参照ください。
7	PFI事業事業契約書（案）	6	18	1	1	条件変更等	第18条1項1号但括弧については、第7条3項により優先順位が決まっておりますので、重複となりますので、不要ではないでしょうか。	本条は不一致の場合に事業者に通知を求める趣旨であって、第7条第3項とは異なる趣旨であるため、カッコ部分は原文のままとします。
8	PFI事業事業契約書（案）	6	18	3		条件変更等	第29条記載の事業者が実施する各種調査及び報告等により、入札説明書等に示された自然的又は人為的な条件と実際の現場一致しない結果となり、想定できない費用・工期遅延等が発生した場合は、実施方針記載3.1用地リスク（3）事前に提示した情報から合理的に判断できる範囲を超えるものと取扱、費用の負担を認めて頂けると解釈して宜しいでしょうか。	土壌汚染、地下埋蔵物に関するものにつき、入札説明書等に明記された情報と第29条に基づく事業者による調査結果が異なり、かかる不一致が合理的に予想できる範囲を超える場合には、実施方針の別紙の3.1「用地リスク」の(3)に該当し、かかる不一致に起因する想定できない費用・工期遅延等にかかる増加費用は、合理的な範囲で市が負担します。
9	PFI事業事業契約書（案）	16	44	1		第44条（建設に伴う各種調査）	本件工事に必要な調査については、既に市が行ったものを除き、PFI事業者が自己の責任で行う（電波障害調査、地下水位調査については必ず実施）、と記載されていますが、各種調査（土壌汚染調査、測量調査、埋蔵文化財調査、地質調査、電波障害調査、地下水位調査、周辺家屋影響調査、その他調査）のうち、既に市が行った調査結果をお示し下さい。	要求水準書別紙3,4,5をご参照ください。
10	事業契約書（案）	20	54	1		所有権の取得	「市は、引渡しを受けた後、新体育館について表示登記及び保存登記の申請手続きを行う」との記載がございますが、申請に係る費用は市が負担する、という理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
11	PFI事業事業契約書（案）	23	62	3		下請負人への委託	規模の大きい修繕業務では下請負人が一時に多数に及ぶことがあり、事前の貴市ご承認が非常に煩雑なものとなります。本条項の適用は、定例的に下請負人に発注する保守点検業務に限っていただけないでしょうか。	不可とします。なお、修繕業務を実施するに当たっては、事業年度ごとに作成する修繕業務計画書等において、あらかじめ、市に対して必要な事項を通知し、市の承認を得なければなりません。ただし、当該修繕が、事前に市に通知している保守点検業者の保守点検に伴う破損部品の交換など、市があらためての通知を必要としないと判断した場合には、通知の必要はありません。
12	PFI事業事業契約書（案）	23	62	3		下請負人への委託	突発的な修繕業務では下請負人に関する事前の貴市ご承認が不可能な場合があります。このような場合は、事後承認をお認めいただけないでしょうか。あるいは、本条項の適用は、定例的に下請負人に発注する保守点検業務に限っていただけないでしょうか。	前段については、市が突発的な修繕業務であると判断した場合に限り、事後の通知を認めます。後段については、No.11をご参照ください。
13	PFI事業事業契約書（案）	23	62	4		委託契約書等の写し	下請負人との委託契約書について、発注金額等は維持管理運営企業にとっては機密情報であり、大事なノウハウでもあります。このため、委託契約書の写しの提出時は、機密情報・ノウハウの部分は黒塗り等の処置をお認めいただけますようお願いいたします。	不可とします。
14	PFI事業事業契約書（案）	26	第69条	3		既存施設の修繕	「ただし、PFI事業者の責めに帰すべき事由によって必要となった修繕のための費用には充当することができないものとする。」とありますが、第三者による破損等などにより第三者が特定できないような事由によって必要となった修繕の費用は充当可能との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
15	PFI事業事業契約書（案）	26	69	3		既存施設の修繕	既存施設の修繕費は、毎年度に精算されるという理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
16	PFI事業事業契約書（案）	27	72	3		市による備品等の貸与	備品等（I類）は貴市にて購入いただけるとの記載ですが、廃棄及び修理も貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
17	PFI事業事業契約書（案）	29	79	3		自主事業	自主事業を本条例で定める施設以外の場所（公園敷地など）で実施する場合、その占用料又は使用料の料金基準及び条件をご教示下さい。	自主事業にて、公園敷地を使用する場合は、堺市公園条例別表第2（第12条関係）に定める使用料が適用されます。
18	PFI事業事業契約書（案）	33	94	1		市による任意解除等	PFI事業者の特段の落ち度もない状況の場合の契約解除は、PFI事業者にとって不利な条件となりますので、当該条項の削除をお願いいたします。	不可とします。
19	PFI事業事業契約書（案）	33	96	1	5	談合行為等に対する解除措置	(5)についても、「本事業の入札手続について」該当した場合との理解で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。事業契約書（案）を修正します。
20	PFI事業事業契約書（案）	36	100	2	1	違約金等	引渡し前に解除された場合の違約金額として、「支払利息相当額を除く。」と記載がありますが、本件は割賦支払ではないので誤記という理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
21	PFI事業事業契約書（案）	37	101	1	6	指定管理者の取り消し	入札説明書に定める資格要件には「入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に該当しないこと」が含まれています。入札参加者において、基本協定書の当事者全てに15年間の資格要件保持を管理することは極めて困難です。については、本事業の履行に係る入札参加停止に限定いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、事業契約書（案）を修正します。

No.	資料名	頁	該当箇所			質問内容	回答	
			第1条	1	(1)			
						項目名		
22	PFI事業事業契約書（案）	42	115	1		命名権	ネーミングライツの選定方法と決定時期をご教示ください。	現在、ネーミングライツを導入するかどうかを含めて検討している段階であるため、具体的な選定方法や決定時期は未定です。
23	PFI事業事業契約書（案）	42	115	3		命名権	「ネーミングライツのスポンサーの責めに帰すべき事由による損害・増加費用発生時には、PFI事業者と当該スポンサーとの協議で解決、市は何ら損害、費用を負担しない」とありますが、当該スポンサーは、第1項により「市が選定して契約を締結する」ことから、市がPFI事業者と当該スポンサーの間に立って、協議するとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
24	PFI事業事業契約書（案）	42	115	3		命名権	貴市とネーミングライツのスポンサーとの契約が原因でPFI事業者に費用負担が発生した場合、貴市も解決のために協議に参加すべきと考えますので「市は何ら損害、費用等を負担しない」の文章を削除してください。	不可とします。なお、No.23のとおりスポンサーの責めに帰すべき事由による損害・増加費用発生時には、市もPFI事業者とネーミングライツのスポンサーとの間の協議に参加します。
25	PFI事業事業契約書（案）	43	118	4		株主・第三者割当て等	SPCは会計監査人設置会社でなければならないのでしょうか。公認会計士等による監査を受けるけれども、会計監査人設置会社にはしないという選択肢もあるのでしょうか。	基本協定書（案）に関する質問・回答書のNo.1をご参照ください。
26	事業契約書（案）	43	118	4		会計監査人の選任	会計監査人を置く場合、再任の場合でも毎年度、登記費用が必要になるため、SPCの管理費用（入札価格）が増加し、結果的に貴市の負担増加につながります。貴市に提出する財務書類につきましては、事業契約書（案）第119条第1項に「公認会計士又は監査法人の監査済財務書類～」との記載があることから、会計監査人又は監査法人による監査もごさいますので、会計監査人の選任は削除して頂けませんでしょうか。もしくは、会計監査人の選任ではなく監査役の選任に変更して頂けませんでしょうか。	基本協定書（案）に関する質問・回答書のNo.1をご参照ください。
27	PFI事業事業契約書（案）	43	119	1		財務書類の提出	「会社法・・・に規定される大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済の財務書類及び年間業務報告書」とありますが、大会社に準じた監査となりますと、一般的な会計監査以上の手続きとなり、市財政負担が増加すると思慮します。通常のPFI案件同様、「大会社に準じた」の記述を削除頂くようお願いいたします。もしくは、事業契約書締結の際の協議事項として頂きますようお願いいたします。	公認会計士又は監査法人による監査を受けるのであれば、特に大会社に準じた監査に準じる必要はありません。事業契約書（案）を修正します。
28	PFI事業事業契約書（案）	4	別紙1	5	ウ、エ	事業日程および期間に関する用語	ウ、エ各号における空欄「」内は本件引渡日が該当するという解釈でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
29	PFI事業事業契約書（案）別紙	9	別紙5	1	2	火災保険の付保	保険期間が工事開始日から、本件引渡予定日から1ヶ月後を終期とするがありますが、引渡が完了し所有権が移転している場合、事業者にて火災保険を1ヶ月延長し付保することは、提案価格の増に繋がると考えます。1ヶ月後を終期とする理由を教えてください。	引渡し予定日から市が加入する火災保険が有効となる日までの間に空白期間をつくらないための処置です。
30	PFI事業事業契約書（案）別紙	9	別紙5	1	2	火災保険の付保	引渡予定日の1ヶ月後が必須となる場合、引渡までと、引渡後の保険を分けて提案しても宜しいでしょうか。例：引渡までが、工事請負人、引渡後がPFI事業者	合理的な理由がある場合は、分けて提案することも可とします。
31	PFI事業事業契約書（案）別紙	9	1		2	火災保険	火災保険の保険期間は、工事開始日を始期とし、引渡予定日から1ヶ月後を終期とする旨を記載していますが、火災を含む不測かつ突発的な事故による損害については、建設工事保険において、工事開始日から引渡予定日まで填補可能です。そのため、火災保険については、引渡予定日から1ヶ月後を終期として加入すれば良いという理解でよろしいでしょうか。 また、いずれの保険においても、保険の対象は、PFI事業者が請負う範囲のみ保険に加入し、貴市において別途発注する業者が設置する備品等は保険の対象外であるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、建設工事保険において、火災保険を補填できる場合は、その理解で結構です。後段については、その理解で結構です。
32	事業契約書（案）別紙5					(2) 火災保険	火災は建設工事保険にてカバーされますので削除して頂けませんでしょうか。	No.31を参照してください。
33	別紙5	10				維持管理・運営期間中の保険	維持管理・運営期間中の火災保険については、貴市にて付保いただくとして理解してよろしいでしょうか。	その理解で結構です。ただし、設計・建設期間・開館準備期間中の火災保険の保険期間については、本件引渡予定日から1ヶ月後を終期としてください。
34	PFI事業事業契約書（案）別紙10	17	1			サービス購入費B-1	大浜体育館新施設の引渡し平成33年1月末となっております。引渡後の2月から3月末までの維持管理業務費の計上および支払いの扱いについてご教示下さい。	入札説明書に関する質問・回答書のNo.12をご参照ください。
35	PFI事業事業契約書（案）別紙10	17	1			サービス購入費B-2	供用開始の前年度より利用申込業務を実施しますが、その対価の計上、支払いの扱いについてご教示下さい。また、2ヶ月間の開業準備実施の対価、同準備期間中の光熱水費は、開業式典等実施業務に含まれ、支払は第1回に計上するとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書のNo.12をご参照ください。
36	PFI事業事業契約書（案）別紙10	17		1		新体育館及び既存施設の維持管理業務（修繕業務を除く）に係る対価（サービス購入費B-1）	開業前準備について、要求水準書では運営業務に対する要求水準にのみ記載があり、維持管理業務も含まれており、維持管理業務に係る開業準備の対価もサービス購入費B-2に含まれているかと思料しますが、要求水準書では、維持管理業務の要求水準と運営業務の要求水準を区別されている事、また、維持管理業務と運営業務では開業準備業務として実施する内容が異なりますので、維持管理業務に係る開業前準備費については、サービス購入費B-1となるのではないのでしょうか。ご教示下さい。	開業前準備に係る対価をサービス購入費B-1又はサービス購入費B-2に含める、もしくは維持管理部分と運営部分で区分してサービス購入費B-1、B-2にそれぞれ含めるかは事業者のご提案に委ねます。
37	特定事業契約別紙10	17		1		サービス購入費の内訳	新体育館の備品の更新に関する費用は、サービス購入費B-2に計上することで宜しいでしょうか。	新体育館の備品の更新に関する費用をサービス購入費B-1に含めるか、サービス購入費B-2に含めるかは事業者のご提案に委ねます。
38	PFI事業事業契約書（案）	18	別紙10	2	1	建設一時金（サービス購入費A）	ア 支払方法「市は、平成31年度分の中間出来形確認、完工確認の後2回に分けて、サービス購入費Aを支払う。」と記載されていますが、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件として、工事代金の一部を前払金として支出する旨のご検討をいただけないでしょうか。 なお、前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、費用の縮減を期待できることに加え、応募者の増加により競争入札の効果から応札額の低下を図ることができ、事業のVFMの向上に繋がるものと思われまます。 また、御市におかれましては、通常の工事では前払金4割に加え、中間前払金2割も支出できることとなっております。また、平成29年4月からは受注者の資金調達の円滑化をより一層図るため、前払金4億円、中間前払金2億円の支払限度額も撤廃されておりますので、ご検討いただきますようお願いいたします。	工事代金の一部前払いについては不可とします。
39	PFI事業事業契約書（案）別紙10	18	2		1	サービス購入費Aの算定方法	「PFI事業者提案書に記載の新体育館の出来高見込額に応じて」との事ですが、出来高見込額の100%支払われると考えて宜しいでしょうか。	その理解で結構です。

「大浜体育館建替整備運営事業 PFI事業事業契約書（案）」に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所			質問内容	回答	
			第1条	1	(1)			
40	事業契約書（案）別紙	18		2	2	新体育館及び既存施設の維持管理業務（修繕業務を除く）に係る対価（サービス購入費B-1）	新体育館及び既存施設の維持管理業務（修繕業務を除く）に係る対価について、事業契約書（案）の7頁別紙3事業日程表には新体育館の維持管理・運営期間は引渡予定日から（平成33年1月末日まで 提案による）とありますが、サービス購入費B-1では支払対象期間は平成33年4月～が対象期間となっております。維持管理・運営期間である平成33年2～3月も支払対象期間と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書のNo. 12をご参照ください。
41	PFI事業事業契約書（案）	19	別紙10	2	ウ	支払時期	PFI事業事業契約書（案）第60条1項により、本件引渡予定日から維持管理・運営業務及びこれに必要な準備を行うこととなりますが、H33年3月31日までの業務に係る対価の支払いは第1回分（対象期間H33年4月～6月）に含まれると解釈してよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書のNo. 12をご参照ください。
42	PFI事業事業契約書（案）	20	別紙10	3	ウ	支払時期	PFI事業事業契約書（案）第60条1項により、本件引渡予定日から維持管理・運営業務及びこれに必要な準備を行うこととなりますが、H33年3月31日までの運営業務に係る対価の支払いは第1回分（対象期間H33年4月～6月）に含まれると解釈してよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問・回答書のNo. 12をご参照ください。
43	PFI事業事業契約書（案）別紙10	24	4	1	1	サービス購入費Aの改定	改定する設計・建設の対価の対象は、「サービス購入費A」との理解でよろしいでしょうか。対象が異なる場合、様式7-2の対象費目をご教示下さい。	その理解で結構です。
44	別紙10	28				運営収入に伴う改定	想定以上の運営収入に伴う改定が規定されておりますが、想定以下の運営収入に伴う改定についても規定いただけないでしょうか。	不可とします。
45	別紙10	29				サービス購入費の支払方法等	新体育館の引渡しは、平成33年1月末日ですが、第1回目のサービス対価B-1の対象期間が平成33年4月～平成33年6月となっております。平成33年1月末日～平成33年3月末日までのサービス対価B-1の取扱いについてご教示ください。	入札説明書に関する質問・回答書のNo. 12をご参照ください。
46	PFI事業事業契約書（案）	別紙10				維持管理・運営期間中の保険	施設賠償責任保険と第三者賠償責任保険の両方に加入する必要があるのでしょうか。どちらか一方でも良いのでしょうか。	維持管理・運営期間中は、施設賠償責任保険と第三者賠償責任保険の双方に加入してください。
47	PFI事業事業契約書（案）	別紙17				サービス購入費の内訳	新体育館の器具備品の修繕費は、B-2かB-3のどちらに含まれるのでしょうか。	No. 37をご参照ください。
48	PFI事業事業契約書（案）	別紙23		2	5	既存施設の修繕業務に係る対価（サービス購入費C）	「(5)新体育館の修繕業務に係る対価」とありますが、「既存施設の修繕に係るサービス対価」と考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。事業契約書（案）を修正します。
49	PFI事業事業契約書（案）	別紙23		2	5	既存施設の修繕業務に係る対価（サービス購入費C）	サービス購入費Cの残余额を年度毎に精算するとありますが、本様式で残余额を記入する部分はあるでしょうか。	サービス購入費Cの残余额は、年度ごとに確定するものであるため事業契約書（案）への記入は想定していません。

「大浜体育館建替整備運営事業 自主提案施設事業協定書（案）」に関する質問・回答書

No.	資料名	頁	該当箇所		質問内容	回答
			第1条	項目名		
1	自主提案施設事業協定書（案）	1	第3条	1 2 施設の利用率	用途により使用料が異なるため、個別対話等にて事前に使用料を確認することは可能でしょうか。確実な長期収支計画表（様式7-9）を作成する必要があるため、検討願います。	自主提案施設は、都市公園法第5条に基づく設置許可により設置するため、それに係る使用料は堺市公園条例別表1（第12条関係）に定める「公園施設を設ける場合」の「土地を使用する場合」を参照してください。
2	自主提案施設事業協定書（案）	2	4	自主提案施設事業期間	自主提案施設事業期間は5年間で、都市公園法、公園条例その他の規定に従い堺市より承認を得た場合は平成48年3月末まで延長が可能となっておりますが、過去に承認されなかった事例はございますでしょうか。	民間施設に設置許可した事例は非常に限られておりますが、承認されなかった事例はございません。
3	自主提案施設事業協定書（案）	4	11	2 運営及び収入	自主提案施設に係る会計処理は分離するものと思いますが、施設の所有者は自主提案施設事業ではなく、PFI事業者又は構成員や協力企業でもよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問・回答書のNo. 15をご参照ください。